# 令和3年6月

# 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

# 玖珠町農業委員会

### 玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年6月14日(月曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
  - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
  - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
  - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
  - 1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 僑藤 榮一
  - 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 (欠席)
  - 7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
  - 10番 帆足 智己 11番 衞藤 和敏 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 「玖珠町農地利用最適化推進委員の委員選任に関する 規程」の一部改正(案)について
- 報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地 とする届出について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (相続)
- 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
- 報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について
- 報告第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 報告第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

その他

# 6. 出席農業委員会事務局職員

 事務局長
 藤原
 八栄
 主幹(統括) 井野 俊夫

 主査
 繁田
 寿美

## 7. 会議の概要

#### 事務局長

今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それでは今より令和3年6月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、座っていただいております。また、 消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。 それでは、着席して進めさせていただきます。

それでは、会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よ ろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番委員、 4番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。番号1、大字戸畑字原田〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は畑、合計面積676㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。

番号2、大字大隈字花手〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田、合計面積1,023㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん。譲受人は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。

番号3、大字四日市字向ノ釣〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積975㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の破産者〇〇〇〇破産管財人〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。以上、3件です。

議長

それでは、担当委員の説明ですが、

番号1を 私が説明します。

番号2を 1番委員、

番号3を 5番委員、説明お願いします。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願い します。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。6月10日に、推進委員と譲受人と、現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字原田〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は畑、合計面積676㎡です。〇〇〇番〇のほうは栗林となっております。〇〇〇番〇のほうは、家庭菜園として使われております。場所は、〇〇公民館より〇〇の集落を抜けて、山沿いに位置しております。申請事由は、譲渡人が〇〇市のため、耕作が困難であり、今回の申請となりました。譲受人の耕作面積は40 a以上あり、トラクター等を持ち、農業従事者は本人含め2名おり、耕作に問題ありません。

農業委員

番号2の調査結果を説明します。6月9日に、譲渡人と譲受人、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、国道〇〇〇号線〇〇〇〇橋から堤防の遊歩道沿いに500mくらい行ったところに位置しております。合計面積は1,023㎡で、水稲を中心として専業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田で、今後作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の、高齢により農業に従事するのが困難になったことによる農地の移動です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約200mで、通作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有はトラクター、コンバイン、田植え機等があり、農業従事者は本人他、4名おり、取得後の耕作に問題ありません。

### 農業委員

番号3について調査結果を報告します。6月9日、譲受人と推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から川沿いに150mくらい奥に行った所に位置しております。所有者である〇〇さんが自己破産し、財産処分のための売買による所有権の移転です。〇〇さんは〇〇〇業を行っていますが、農業も行っています。現地では〇〇さんが以前、畑として使っていましたので、今後も野菜を作るということを確認しています。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いし ます。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請 にについて、原案どおり許可します。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字塚脇字上竹〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田・畑で、合計面積181㎡です。申請人は〇〇市の〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は駐車場用地としての転用です。なお、平成18年頃より、造成してコンクリートを張って駐車場用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字古後字小迫〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積 1,838㎡です。申請人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さん。転用目 的及び転用理由は植林用地としての転用です。農地の区分は、第2 種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。

以上、2件です。

議長

それでは、担当委員の説明を

番号1 を6番副会長

番号2 を2番委員 お願いします。

委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。6月4日、申請者と推進員と事務局で現地を確認しました。土地の所在は、大字塚脇字上竹〇〇番〇外1筆です。国道〇〇〇号線の〇〇〇〇〇の広いほうの駐車場の横になります。現況は宅地で、合計面積181㎡です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、平成18年頃、現所有者の父が管理するのが難しく、コンクリートを張ってしまって、駐車場用地として利用しています。土地は第3種農地で、転用可能です。申請者は〇〇市に在住しており、玖珠に帰省した時に、駐車場として利用しております。今まで手続きが終了していないことがわかり、今回の申請に至りました。無断転用案件ですので、始末書を添付しております。周囲は、〇〇〇号線と〇〇〇〇の駐車場で、周辺の農地に影響を与える可能性はありません。以上、報告を終わります。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。6月2日、申請者と推進委員と事務局で現地を確認しました。土地の所在は、大字古後字小迫〇〇〇番〇、面積1,838㎡です。県道〇〇号線、〇〇の三差路から〇〇〇号線に入ります。それから約2km行った左側、約100mのところに位置しております。登記簿地目は田、現在は管理されている休耕田です。〇〇市から管理のために通っていましたが、周りの農地も管理されなくなり、自分も〇〇市から通うのが難しくなってきたため、今年度末までに杉の木を植えたいということです。周辺への影響はありませんが、周辺の方からの同意書ももらっています。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

### 農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号、非農地証明願いについて、事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願いについてです。

番号1、大字山田字田代〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積147㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇○さん。非農地の事由は、申請地は耕作条件が悪く、40年以上前に倉庫を建てて、資材置場として、利用していたが、地目の変更を行っていなかったためです。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字大隈字崩残〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積584㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、昭和53年7月に農地転用許可を受けて転用したが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、1番委員です。

以上、2件です。

議長

それでは、担当委員の説明を

番号1 を6番副会長、

番号2 を1番委員、お願いします。

委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。6月4日、申請者の家族と、推進員と事務局で現地を確認しました。大字山田字田代〇〇〇番〇、〇〇地区です。登記簿地目は田、面積147㎡です。昭和50年頃、耕作条件が悪く倉庫を建てて資材倉庫として利用していました。当時、許可申請をしておりませんでしたが、今回非農地証明願いを提出し、宅地として現況のまま利用し管理します。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。6月9日に、申請者と推進委員と事務局で確認しました。場所は、大隈の崩残〇〇〇番〇で面積は584㎡です。場所は、〇〇〇〇の入口の〇〇の裏手になります。

現況は、昭和53年頃に転用許可を受けて宅地造成していましたが、そのままになっていて、地目変更をするための事案です。現状は草が生えていますが、高齢になり近年管理ができなくなりました。これからは人を雇って草刈りを年1、2回して、現状のまま管理するそうです。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第3号、非農地証明願いに ついて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号、非農地証明願いについて、原案どお り許可し、証明書を交付します。

議長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。

利用権の設定の新規ですが、

3年未満 が 1件で 6,653㎡

3年~5年が 9件で27, 978㎡

6年~9年が 1件で 1,749㎡

10年以上が 2件で 4,898㎡

合計で合計13件 41, 278㎡です。

なお、6ページに一括方式になりますが、借り手が $\bigcirc$ の $\bigcirc$  $\bigcirc$  ○ ○ さんで、面積208㎡、5年間の使用貸借となります。以前、一括方式で農地を借りており、前回の時、農業委員と推進委員には現地を見てもらっており、問題ありません。

以上で報告を終わります。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手

をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 次に、議案第5号、「玖珠町農用地利用最適化推進委員の委員選 任に関する規程」(案)の一部改正について、事務局説明をお願い します。

事務局

議案第5号、「玖珠町農用地利用最適化推進委員の委員選任に関する規程」(案)の一部改正についてです。

主な改正点は、推進委員の補充について、「補充しなければならない」という所を「補充に努めるものとする」に変えたのと、補充する推進委員の任期を明確に定めたものです。

以上です。

議長

質疑はありませんか。

議長

ないようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員 は挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員承認です。議案第5号は原案どおり承認されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号です。200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設 用地とする届出について、2件提出されています。

報告第2号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が 相続によるものが1件提出されています。

報告第3号です。農地法第18条合意解約通知書について、12 件提出されております。内容については、ご一読ください。

報告第4号です。農地所有適格法人要件確認書が1件提出されています。報告のありました、農事組合法人〇〇〇〇〇〇は、農地所有適格法人の要件を満たしていると確認しています。内容につい

ては、ご一読ください。

報告第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検 評価についてと、報告第6号、令和3年度の目標及びその達成に向 けた活動計画についてです。

これは、担い手への農地の集積、新規就農者の参入促進、遊休農 地の解消活動など、農業委員会の必須業務について目標を立てて、 それを点検評価することで、農業委員会活動の推進を図るものにな ります。

議長

何か質疑はありませんか。

議長

無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。

事務局

令和3年度の農地等利用最適化推進施策の改善についての意 見・要望等についてです。毎年農業会議を通して、県への意見書の 提出を行っています。ここ数年は、鳥獣害防護柵の設置への支援を 挙げております。

これ以外に意見がありましたら、次回の農業委員会までにまとめて、玖珠町の要望にしたいと思います。

農業委員

高齢化を迎えていっているにあたって、農地を守るために何かできないかと思う所です。農家の方に任せたままで、農地が守れるのかと思います。

推進委員

中山間地域直接支払い制度について、集落が減っていっているので、どうにかならないのかと思います。

農業委員

中山間の制度も、集落営農の形になってきているようです。

事務局長

中山間地も5期目に入って、集落戦略の計画を立てるようになってきています。

議長

中山間地域だけでなく、他の地域のこと、全体に関する意見についてもお願いします。

推進委員

イノシシとシカが困ると今まで言ってきましたが、アライグマも

	捕獲が難しく、空き家に住みついたり、病気を持っていたりして、
	問題になってきてます。
議長	いろいろな意見があると思いますが、次回までに、活発な意見を
	出し合って、農業委員会として意見を出していければと思います。
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会6月定例総会を閉
	会します。